

常任委員会報告（主な質疑と結果）

総務財務委員会

議第81号「財産の処分について」

【要旨】三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、不動産価格の変動のため、小泉町玉城地区住宅団地の処分価格を見直すもの。

問 分譲地の処分価格の設定は。

答 財産の処分価格は、不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて設定している。

価格設定に際しては、団地の中に標準地を定め、たうえで、それぞれの区画に対して、宅地に接している道路の条件、日当たりなどの環境条件、宅地の大きさ等により評価点をつけ、その点数を標準地の平米当たりの単価に掛けることにより、販売単価を設定している。

問 市単独による価格設定の可能性は。

答 財産の処分に関して

は、地方自治法により、適正な価格での売却が義務付けられている。

今のところ、不動産鑑定に基づく価格を適正価格と解釈しており、半年に一度、不動産鑑定を実施し、その結果を速やかに販売価格に反映させることで、適正な価格での販売としている。

問 分譲地の販売を促進するための施策は。

答 今年の6月から、今後3年間の予定で、三原西部住宅団地（あやめヶ丘）において、民間のノウハウを活用した販売施策を実施している。

この事業の成果を検証し、他の分譲地への波及、または活用等について研究検討をし、出来るだけ早く、売却が完了するよう、努力していきたい。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

経済建設委員会

議第88号「三原市三河ダム及びかんがい用水条例制定について」

【要旨】県営かんがい排水事業によって造成された三河ダム及びかんがい排水施設の譲受けに伴い、三河ダム及びかんがい用水の管理並びに使用料に関する事項等を定めるもの。

問 かんがい用水の使用料徴収について、使用水量の計測や使用料の請求はどのような仕組みで行われるのか。

答 三河ダムから各受益者のため池の下まで、道路の中に通しているパイプラインで水を流している。そこに、メーターを設置し、バルブを開くとメーターが動く仕組みになっており、年度の最初と最後に使用水量を計測して使用料を算出している。また、使用料の請求については、総水量分をため池を使用している水利組合の代表者に請求し、各個人への負担配分については、水利

組合で決めることになっている。

問 三河地区かんがい排水事業区域のうち、かんがい排水施設の未整備箇所における工事の施行について、今後は、市単独で行うことになるのか。

答 最後まで県の事業で施行し、市は今までもおり負担金を出す、施行が終了したら、市で譲与を受けて管理する。

問 かんがい用水の使用期間と消防活動のための目的外使用の可否について。

答 水利権の関係で使用期間は、4月16日から10月末までとなっている。また、目的外使用については、かんがい用水は、河川法に基づき使用目的が定められており、消防水利としての使用は、今のところできないことになっているが、消防活動における緊急時の使用等について検討したい。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

議第82号「三原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」・議第83号「三原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」他4件

【要旨】「子ども・子育て関連3法」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、条例を整備するもの。

・82号 市長が給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の運営基準を定めるもの。

・83号 地域型保育事業である「家庭的保育事業」・「小規模保育事業」・「居宅訪問型保育事業」・「事業所内保育所」のそれぞれの事業の認可基準となる設備及び運営に関する基準を定めるもの。

問 「子ども・子育て支援制度」に基づき、私立の幼稚園・保育所がどのくらい認定こども園化に

ついて、検討されているのか、また、市としてどのような方針をもっているのか。

答 私立については現在国から運営費の算定基準となる公定価格が示されていないため、検討中である事業者が多いが、市としては、国の方向性に沿ってこども園化に向けて進めていく。

問 本市において、小規模保育事業に企業等が参入する場合、2階以上の一室に開設される施設の、屋外の避難階段等安全面について、今後条例を更に補強するのか。

答 2階以上に施設がつけられた場合、国が定めた「児童福祉施設の設備運営基準」というものが既にあり、今後認可する施設があれば、この設備運営基準にも基づき、監督指導監査をしていく。

議第82・83号については、起立採決の結果、賛成多数をもって、また議第84号他3件については、全員一致、提案理由を了とし原案どおり可決した。